

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第157号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表薬剤科の項の次に次の1項を加える。

放射線技術科		
--------	--	--

第2条第1項中「部 長 若干人」を「部 長 3 人  
技 師 長 2 人」に改め、同

条第2項第1号中「一般内科部長」を「血液内科部長」に改め、同項第2号中「内科  
内分泌部長」を「内分泌内科部長」に改め、同項第3号中「内科代謝部長」を「糖尿  
病・代謝内科部長」に改め、同項第4号中「内科透析部長」を「腎臓内科部長」に改  
め、同項第5号中「精神科部長」を「精神神経科部長」に改め、同項第7号中「呼吸  
器科部長」を「呼吸器内科部長」に改め、同項第8号中「消化器科部長」を「消化器  
内科部長」に改め、同項中第30号を第31号とし、第13号から第29号までを1  
号ずつ繰り下げ、同項第12号中「小児科腎臓部長」を「小児科血液部長」に改め、  
同号を同項第13号とし、同項第11号中「一般小児科部長」を「小児科部長」に改  
め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「循環器科CCU部長」を「循環器内  
科CCU部長」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「循環器科部長」を  
「循環器内科部長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を  
加える。

(9) 内視鏡室部長

第2条第2項に次の2号を加える。

(32) 臨床病理科部長

(33) 救命救急室部長

第2条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、同条第8項中「部長補佐」の右に「、臨床検査科及び放射線技術科に技師長補佐」を加え、同項を同条第6項とし、同条第9項を同条第7項とし、同条第10項中「部長（」の右に「臨床検査科及び放射線技術科にあっては技師長、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改め、同項を同条第8項とする。

第3条第3項中「、部長」の右に「、技師長」を加え、同条第6項及び第7項を削り、同条第8項中「部長補佐、総看護師長補佐、課長補佐、放射線科技師長補佐及び技師長補佐」を「課長補佐、部長補佐、技師長補佐及び総看護師長補佐」に、「診療科部長、部長、総看護師長、課長、放射線科技師長又は技師長」を「課長、診療科部長、部長、技師長又は総看護師長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項を同条第7項とする。

第4条第1項中「、部長」の右に「、技師長」を加え、同条第5項中「放射線の照射業務については放射線科技師長が、その他の事務については」を削り、同条中第6項及び第7項を削り、第8項から第11項までを2項ずつ繰り上げる。

第5条薬剤科の項の次に次の1項を加える。

放射線技術科

(1) 放射線の照射に関すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)